

# インターフェロン治療に対する医療費助成

愛知県では、肝炎の有力な治療法であるインターフェロン治療について、あなたの負担額を軽減する助成を行います。

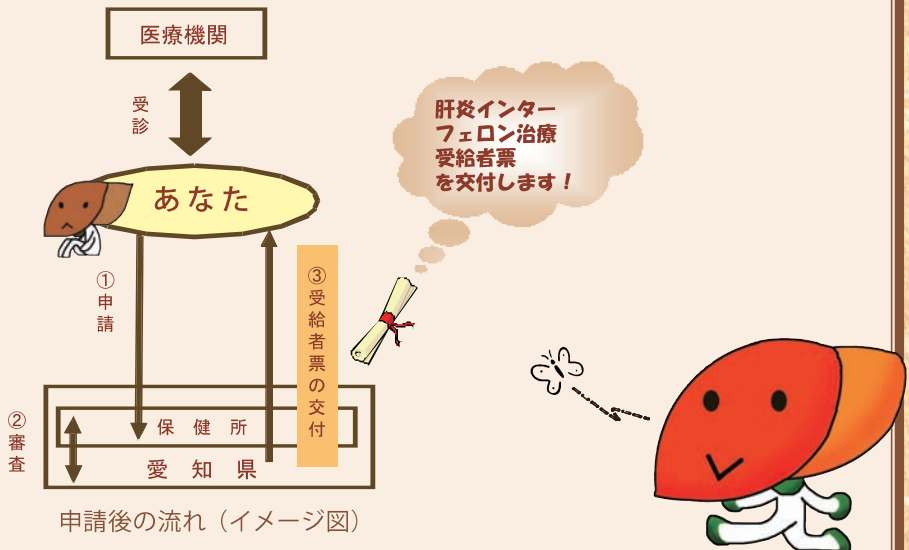
助成の対象となるのはB型又はC型肝炎ウイルスの根治を目的として行うインターフェロン治療で、保険適用となっているものです。

あなたの世帯の所得に応じて、月当たりの医療費を軽減します。

以下の書類が必要となりますので、詳しくはお近くの保健所にお問い合わせいただくか、次のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.aichi.jp/0000014606.html>

- ① B型・C型肝炎患者医療給付事業申請書
- ② B型・C型肝炎患者医療給付事業受給者票  
認定にかかる診断書（発行：愛知県の指定医療機関）
- ③ 申請者及び申請者と同一の世帯に属するすべての者  
について記載のある住民票（写しも可）
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の市町村民税の  
課税年額を証明する書類（写しも可）（発行：お住まいの市町村）



# 感染拡大の予防のために

○現在は、B型母子感染予防や献血のスクリーニング検査など、感染の拡大防止対策によって、お産や献血などによる肝炎の感染はきわめてまれになっています。

○以下の常識的な注意事項を守っていれば、肝炎ウイルスが日常生活で感染することは、まずあり得ません。(くしゃみ、せき、抱擁、食べ物、飲み物、食器やコップの共用などでは感染しません。)

## <主な注意事項>

- ・歯ブラシ、カミソリ、ピアスなど血液がつく可能性のあるものを他人と共用しない
- ・血液や分泌物の付着したものは、むき出しにならないようにしっかりと包んで捨てるか、流水でよく洗い流す。
- ・外傷、皮膚炎、鼻血、月経血などはできるだけ自分で手当とする。
- ・他人の血液が入る可能性のある入れ墨はしない。

○肝炎ウイルスに感染しているからといって、職場や学校などで差別を受ける理由は全くありません。



※肝炎についてもっと知りたい方は「一般的なQ&A」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html>

## ●肝疾患相談室のご案内

県では、肝炎患者、持続感染者及びその家族からの不安・相談等にお応えするために、肝疾患診療連携拠点病院である名古屋市立大学病院に委託して、肝疾患相談室を開設していますので、ご利用ください。

- ・専用電話番号：052-858-7138
- ・月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (問合せ先)

●愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

TEL: 052-954-6272

e-mail: kenkotaisaku@pref.aichi.lg.jp

